

# Weekly Accounting Review

2009年5月13日

株式会社エスネットワークス リサーチ室第1部

会計・監査・税務に関する最新情報をお送りします。

## 【今週号のトピック】

- 会計／「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」等の草案の公表について
- 監査／「指定社員制度に関するQ&A」の公表について
- 税務／平成21年及び平成22年の土地等を取得した場合の課税所得の特例について

## 1. 「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」等の公表について（4月17日）

日本公認会計士協会は、平成20年12月に公表された企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に対応するため、以下の草案を公表しました。

- ・「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」
- ・「持分法会計に関する実務指針」
- ・「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」
- ・「金融商品会計に関する実務指針」
- ・金融商品会計に関するQ&A

[http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized\\_field/14\\_14.html](http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/14_14.html)

上記草案の主なトピックは以下の通りとなります。

### (1) 段階取得の場合の会計処理

草案：支配獲得時において既存取得分を時価評価し、当該時価と原価との差額を損益処理

現行：支配獲得時において既存取得分を時価評価しない

### (2) 在外子会社ののれん及びのれん償却額の換算

草案：取得時の外貨金額を元にのれんは決算時レートで評価、のれん償却額は期中平均レートで評価

現行：取得時の外貨金額及び取得時レートを元にのれんとのれん償却額を評価

### (3) 負ののれんの会計処理

草案：一括利益計上

現行：償却期間に応じて償却

### (4) 部分時価評価法

草案：部分時価評価法は認められず、全面時価評価法のみ認められる

現行：部分時価評価法及び全面時価評価法が認められる

#### ショート・コメント

上記草案に対する意見募集は平成 21 年 5 月 18 日までであり、平成 21 年 6 月中に最終版が公表される見込みです。

### 2. 「指定社員制度に関するQ&A」の公表について(4月27日)

日本公認会計士協会は、公認会計士制度委員会研究報告第 12 号「指定社員制度Q&A」を公表しました。これに伴い、日本公認会計士協会は平成 16 年に公表された公認会計士制度委員会研究報告第 3 号「指定社員制度Q&A」を廃止しております。

[http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized\\_field/httpwww\\_4.html](http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/httpwww_4.html)

#### ショート・コメント

上記公認会計士制度委員会研究報告は平成 19 年の公認会計士法改正やその後の実務における適応状況等を踏まえて制定が行われました。

### 3. 平成 21 年及び平成 22 年に土地等を取得した場合の譲渡所得の特例について(4月28日)

国税庁は「平成 21 年及び平成 22 年に土地取得をした方の譲渡所得の特例についてのお知らせ」を公表しました。当該制度は平成 21 年度の税制改正に伴うものであり、以下の二つとなります。

#### (1) 特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除

個人が、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までに取得(※)した国内の土地等について、その後その年の 1 月 1 日において所有期間が 5 年を超えるものを譲渡した場合、当該譲渡所得の金額から 1,000 万円(当該譲渡所得が 1,000 万円に満たない場合は、当該譲渡所得の金額)が控除可能となる。

(※) 配偶者等その他特別な関係にある者からの取得・相続、遺贈、贈与、交換による取得・代物弁済、所有権移転外リース取引による取得は除外される

#### (2) 平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例

不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う個人が、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までに国内の土地等を取得し、その取得をした年の翌年の 3 月 15 日までに納税地の所属税務署長に届出をした場合、その土地を取得した年の 12 月 31 日から 10 年以内にその個人の所有する他の事業用土地を譲渡したときは、当該譲渡に伴い発生する譲渡益から当該譲渡益の 100 分の 80(※)を控除したものを譲渡所得とし、課税の繰延が可能となっている。

(※) 一部例外あり

#### ショート・コメント

上記特例を適用する場合、土地等の取得が平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間であることを確認できる書類を提出しなければなりません。また、譲渡所得の算出のために土地の取得価額が必要となります。よって、これらの資料を予め整理・保管しておくことが必要となります。

【本レポートに関するお問い合わせ先】

株式会社エスネットワークス リサーチ室第1部 公認会計士 橋本 卓也

Tel:03-5573-4661 / [t.hashimoto@esnet.co.jp](mailto:t.hashimoto@esnet.co.jp)